

住居確保給付金のしおり

「転居費用補助」編

～離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ～

郡山市

(令和8年7月)

住居確保給付金（転居費用補助）とは

同一の世帯に属する方の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する方の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、転居費用相当分の給付金を支給することにより、家計の改善に向けた支援を行います。

※住居確保給付金には、「家賃補助」と「転居費用補助」があります。家賃補助については、住居確保給付金のしおり（家賃補助編）をご確認ください。

転居費用補助を受けるには、次のような支給要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、著しく収入が減少して経済的に困窮し、住居喪失又は住居喪失のおそれがあること
- ② 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること
- ③ 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である（収入には、就労収入のほか、失業等給付、公的年金等が含まれます）。

世帯人数	基準額	収入基準額（基準額 + 家賃額※上限あり）
単身	8.6万円	8.6万円 + 家賃額（上限額3万円）
2人	12.4万円	12.4万円 + 家賃額（上限額3.6万円）
3人	14.7万円	14.7万円 + 家賃額（上限額3.9万円）
4人	17.5万円	17.5万円 + 家賃額（上限額3.9万円）
5人	20.9万円	20.9万円 + 家賃額（上限額3.9万円）
6人	24.2万円	24.2万円 + 家賃額（上限額4.2万円）
7人	27.5万円	27.5万円 + 家賃額（上限額4.7万円）

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
単身	51.6万円
2人	74.4万円
3人	88.2万円
4人以上	100万円

⑥ 家計改善支援事業において、その家計の改善のために次の（ア）又は（イ）に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること

（ア）転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が減少する場合を含む。）、家計全体の支出の削減が見込まれること

（イ）転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加する（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が増加する場合を含む。）が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること

⑦ 自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと

⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

転居費用補助の支給額

下記を上限として、転居に要する費用（初期費用、家財の運搬費用等）を支給

117,000円(単身世帯) 126,000円(2人世帯) 135,000円(3人世帯)
144,000円(4人世帯) 153,000円(5、6人世帯) 162,000円(7人以上世帯)

※郡山市内に転居する場合の上限額となります。

転居費用補助の対象経費

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
・転居先への家財の運搬費用 ・転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料） ・ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む） ・鍵交換費用	・敷金 ・契約時に払う家賃（前家賃） ・家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費

転居費用補助の支給方法

- ① 転居先の住宅に係る初期費用の場合、不動産仲介業者等へ代理納付
- ② ①以外の経費の場合、業者等への代理納付もしくは申請者の口座などへ支給

相談・申請先

- ・ 郡山市自立支援相談窓口

【所在地】 郡山市朝日一丁目29番9号

(郡山市総合福祉センター1階 郡山市社会福祉協議会内)

【電 話】 024-932-5311

【メール】 k-shakyo-jiritu@violin.ocn.ne.jp

転居費用補助の申請をするために必要なもの

① 住居確保給付金支給申請書

② 住居確保給付金申請時確認書

③ 本人確認書類（次のいずれか）

運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、一般旅券、各種福祉手帳、住民票、戸籍謄本等

※顔写真の無い証明書の場合は2種類必要です。

④ 収入減少関係書類

世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類（収入減少前と収入減少後の給与明細書や賃金明細書、預金通帳の振込の記帳ページ等）

⑤ 離職等関係書類

世帯収入額が著しく減少する直前に、申請者と同一の世帯に属する者が死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類

⑥ 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類（給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、公的給付の支給が分かる書類等）

⑦ 預貯金関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の親族の金融機関の通帳等

⑧ 家計改善関係書類

家計改善支援機関が発行する住居確保給付金要転居証明書

⑨ 居住維持費用関係書類（持家の場合のみ）

居住の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額を確認できる書類

⑩ 入居予定住宅関係書類

入居予定住宅に関する状況通知書

⑪ 転居費用関係書類

転居に要する費用の額及び内訳が確認できる書類、各種見積書（家財の運搬費用、原状回復費用等）

転居費用補助の申請から決定まで

① 面接相談等

- ・郡山市自立支援相談窓口にご相談ください。

② 家計改善支援

- ・家計改善支援事業（家計相談）を実施し、支給要件に該当するか確認します。
- ・家計改善支援事業は、郡山市自立支援相談窓口にて利用手続きを行います。

③ 支給申請

- ・必要書類を添えて、申請書を郡山市自立支援相談窓口に提出します。
- ・申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」が交付されます。
- ・住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、郡山市社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金貸付を利用できる場合があります。申請の際には、申請書の写しを提示してください。

④ 入居予定住宅の確保

- ・不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該不動産業者等を介して転居先の住居を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な住居を確保してください。
- ・転居可能な住居を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。
- ・初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合はその旨不動産業者等に伝えて下さい。

⑤ 確認書類の提出

- ・不動産業者等から記載・発行を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を、郡山市自立支援相談窓口に提出してください。

⑥ 審査・決定

- ・審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給決定通知書」、「住居確保報告書」が交付されます。（必要に応じて「住居確保給付金支給対象者証明書」もあわせて交付されます。）
- ・受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

※総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

初期費用のうち、転居費用補助の自己負担分や支給対象外の敷金等を用意することが困難な方は、郡山市社会福祉協議会の総合支援資金貸付を利用できる場合があります。申込みには「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しが必要です。

住居確保（転居）後の手続

- ◆ 住居入居日から7日以内に、住居確保報告書に賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付して郡山市自立支援相談窓口に提出してください。
- ◆ 初期費用の他に転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）の見積書等を提出している場合や初期費用を申請者自身の口座へ直接受給した場合は、実際に支払った額を確認できる書類（領収証等）も添付してください。

支給額を変更する場合があります

- ◆ 実際の支出額が支出対象経費かつ支給額の上限額以内で支給額を上回っていた場合
⇒ 差額を追加で支給します。
- ◆ 実際の支出額が支給額を下回っていた場合
⇒ 差額の返還を求めます。

転居費用補助の再支給について

- ◆ 転居費用補助の受給後に、申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等（本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く）により世帯収入が著しく減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であって、転居費用補助の支給要件に該当する時は、再度支給を受けることができます。
- ◆ 「受給後」とは、過去に複数回の支給決定を受けている場合は、直前の受給後をいいます。

住居確保給付金を徴収する場合があります

転居費用補助の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合、自治体は、既に支給された給付の全額又は一部について受給者又は受給者であった者から徴収することができます。

住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、生活再建までの生活費が必要な方は、郡山市社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

※ただし、福島県社会福祉協議会の審査があります。

※生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- 1) 住宅入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）
貸付期間 原則3か月 最長1年間
- 3) 一時生活再建費：60万円以内
原則3か月

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

公的給付等までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方であって、公的な給付等を受給するまでの間の生活費が必要な方は、郡山市社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。

※ただし、福島県社会福祉協議会の審査があります。

臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付
(※10万円以内)

貸付利子：無利子、連帯保証人不要

【お問い合わせ先】

郡山市自立支援相談窓口

(郡山市総合福祉センター1階 郡山市社会福祉協議会内)

〒963-8024

郡山市朝日一丁目29番9号

電話：024-932-5311

メール：k-shakyo-jiritu@violin.ocn.ne.jp